

《論説》

「持続可能な開発に関する国連会議」の
成果についての考察

勝 田 悟

- 1 はじめに
- 2 経 緯
 - 2.1 国連人間環境会議（1972年）
 - （1）汚染と被害に関する因果関係の解明と再発防止
 - （2）行政による対処の変化と国連における専門機関の設立
 - （3）途上国と先進国
 - 2.2 国連環境と開発に関する会議（1992年）
 - （1）アジェンダ21
 - （2）地球環境問題
 - （3）持続可能な開発
 - （4）開発途上国への支援
- 3 持続可能な開発に関する国連会議（2012年）
 - 3.1 大きな開発途上国
 - （1）開発と環境
 - （2）大きな開発途上国と小さな先進国
 - 3.2 テーマと問題点
 - （1）議論された内容
 - （2）グリーン経済
 - （3）現状
- 4 まとめ—私たちが望む未来—

1 はじめに

人類は、自然の一部であり、現在の自然がなければ、生存していくことは不可能である。しかし、人の生活は、この数十年あまりの間に自然から大きく乖離してしまった。自然の中で人が生きていることが忘れ去られ、自然は人のためだけに存在しているかのような勘違いを起こしている。国際的な環

境会議としてはじめてスウェーデン・ストックホルムで1972年に開催された「国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment：以下、UNCHE とする）」では、世界共通の問題意識として「人と環境の関わり」が中心に取り上げられ、1992年に開発途上国のブラジル・リオデジャネイロで開催の「国連環境と開発に関する会議（United Nations Conference on Environment and Development：以下、UNCED とする）」では、開発と環境が不可分であることが確認された。このUNCED でテーマとなった「持続可能な開発」は、その後経済成長を前提とした環境保全の取り組みに主眼が置かれ、人工物（製品）の「価値」のとらえ方がさまざまに議論されている。企業では、環境効率（製品またはサービスの価値／環境負荷）について議論が進められている。また、わが国をはじめ各国の環境政策においては、資源生産性（ものまたはサービス／投入財〔または投入資源〕）の向上が取り組まれている。

しかし、これら経済活動に環境配慮の視点を取り入れた活動は、先進国を中心として行われているに過ぎず、後発開発途上国では、安全な飲み水など衛生面での向上、安定した食糧供給が未だに実現しておらず、環境問題の捉え方が全く異なる。また、急激に経済が成長している新興工業国（以前の開発途上国）、及び、これから経済成長を計画している開発途上国では、先進国の経済援助による環境保全が当然の行為であることを主張している。この途上国の主張の根拠は、UNCEDで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」（Rio Declaration on Environment and Development）の第7原則で述べられた「各国は共通だが差異ある責任を有する」に基づいている。ただし、現在、国際連合で開発途上国とされている中国、ブラジル、インドなどは、国際的な経済の中心的な役割も果たしており、国際的な環境問題の大きな原因となっている。対して、多くの先進国は経済的に疲弊しており、開発途上国とされる国々に多大なる支援を行う経済力はないと考えられる。1972年、1992年と比較し、2012年は国際的な状況が大きく変化してしまっている。

UNCHE の議論の際の社会的な背景には、米国を中心とした西側の諸国と旧ソ連を中心とした東側の冷戦があり、ベトナム戦争を始め世界的な軍事的な緊張が存在しており、戦争による環境破壊も議論されている。UNCEDの際には、冷戦が終結し、資本主義が世界的に拡大してきていたことが上げられる。わが国は、1989年末の経済バブル崩壊後の景気後退時に入り、物質的な繁栄について再検討に入った時期である。その後、BRICsの国々が急激な経済発展し、BRICSの国々へと拡大してきている。対して、2007年に発生した米国におけるサブプライムローンの破綻（住宅バブルの崩壊）が世界金融危機のトリガーとなり、2008年9月15日に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻（リーマンショック）したことで世界的に深刻な経済悪化をもたらせた。その後、2009年10月のギリシャの政権交代を機に、財政赤字の粉飾が発覚し、その後、ポルトガル、アイルランド、イタリア、スペインも財政悪化が明らかになり、欧州全体を巻き込む債務危機に陥っている（欧州債務危機）。

この国際的な経済悪化は、世界の環境保護の取り組みを鈍化させている。例えば、気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書の国際的な取り組みへの関心が急激に低下している。京都議定書が採択された1997年当時、先進国の地球温暖化原因物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化イオウ）の削減で地球温暖化を抑制する効果があると考えられていたが、現在では、排出規制の対象となっている先進国の排出量が世界の1/3以下に低下してしまい、地球温暖化防止への寄与は限られてしまった。独自に積極的に地球温暖化原因物質削減に取り組む開発途上国はないため、今後の気候変動の変化が懸念される。

そして2012年6月に「国連持続可能な開発会議（United Nations Conference on Sustainable Development）：以下、UNCSDとする」が、工業新興国として経済的に豊になりつつある国に変化したブラジルで再度開催された。この会議では、人と環境の関わりかかわりから、「持続可能な開発

のための環境保全が必要である」ことが肯定されたが、開発途上国の経済成長の障害となるような提案はことごとく否定され、これからの行うべき環境保護のための具体的な目標は示されなかった。環境保護の必要性は認めつつも、具体的な行動は行わず経済発展を優先するコンセンサスは、1972年のUNCHE 以前の国際的な状況へ戻ってしまったとも考えられる。

本論文では、これら環境サミットの経緯とこれからのあり方を検討した。

2 経緯

2.1 国連人間環境会議（1972年）

（1）汚染と被害に関する因果関係の解明と再発防止

人類は、科学技術を手にしたときから自然環境に影響を及ぼし始めている。当初は、人為的に変化した環境に関して自然科学的な解明がなかったことから、たたりや神の怒りなど超自然的な現象として捉えていた。しかし、科学技術が先進国を中心に世界各国で急激に進歩し、科学技術がさまざまなに自然環境を破壊し始め、身近な生活にまでその影響が広がった。被害が深刻化することによって、技術によって発生する汚染のメカニズムが少しずつ解明され、被害との因果関係もしだいに明らかになってきた。環境汚染による被害者は、かけがえのない健康や命を失ったうえに、さらに本人及び家族にまで風評被害がおよび、極めて悲惨な状況に陥る場合が多い。

しかし汚染のメカニズムが科学的に解明されてきても、一般公衆にとって理解できる範囲は限られており、科学技術に不信感が発生すれば以前の環境汚染事件と同様に風評被害が発生する。2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染では、そのリスクに関して一般公衆の理解を超えてしまい、被害者に対する意味の無い差別まで発生している。1960年代に社会問題となった公害問題と類似している部分がある。⁽¹⁾

他方、科学技術による汚染の解明は、この数十年で急激に発展し、ナノテクノロジー（原子レベル）による解析も行われるようになった。1960年代に⁽²⁾ PPM（Parts Per Million）規制と言った公害分析をしていた時代の約100

万倍の精度まで化学分析が可能になっている。したがって、多くの汚染の原因物質の解析が急激に向上し、汚染経路の追跡も極めて詳細に解明できるようになった。さらに遺伝子レベルの解析など高度な医学的所見が得られるようになったことから、汚染と被害の因果関係の科学的な面の証明方法も進歩した。しかし、急激に科学レベルが高まったにもかかわらず、過去に発生したイタイイタイ病、水俣病などの被害者の認定を、明確に行うレベルにはなく、まだ研究開発すべき部分は多々ある。2012年7月で打ち切られた水俣病認定は、科学的な根拠がどの程度あるのかは大きな疑問である。

UNCHE で採択された「人間環境宣言」の原則の一つとして「有害物質の排出規制」を次のように述べている。

「生態系に重大または回復できない損害を与えないため、有害物質その他の物質の排出及び熱の放出を、それらが無害にする環境の能力を超えるような量や濃度で行うことは、停止されなければならない。環境汚染に反対するすべての国の人々の正当な闘争は支持されなければならない。」

この原則では、有害物質の排出について、自然浄化作用の能力を上回らない程度の量や濃度にするを取り決めている。この対処方法として、濃度規制や総量規制に基づいた規制物質の監視（通称モニタリング規制）が行われている。

わが国では、環境汚染の再発防止に関しては、有害物質を含む排水を流出する工場設備やボイラーなど有害物質を排気するような施設などの排出源に、各汚染物質について法令による排出濃度基準が設定された。その具体的な方法は、濃度規制を遵守するために、公害発生関連設備・機器の排出口で各種測定方法により環境汚染状況をモニターし、さまざまな物理的、化学的方法によって汚染物を除去または中和させ、リスクの低減を図る方法がとられた。EU のように複数の国に汚染が及ぶ場合、広範囲な地域を監視するために人工衛星によるリモートセンシング情報を利用したモニタリングも行われている。

しかし、濃度規制を中心とした環境規制は、次のような欠点も浮上してき

た。

- ①工場等から排出物が排出される際に水などで希釈することにより、基準を満たすことが可能となる。これでは、一般環境中に排出される汚染物質の総量は減少しない。
- ②環境規制の対象となる化学物質のみしか安全をはかることができない。
- ③汚染の未然防止をはかることが難しい。

また、近年の複雑化した環境汚染にも対応は難しい。特に、物質の副反応による地球環境破壊では、有害性がない物質（CFC類など）まで規制物質となり、従来のモニタリング規制では状況確認が不可能となっている。

（２）行政による対処の変化と国連における専門機関の設立

1970年代前後より先進諸国では、環境保護を行うための独立した行政機関を設立し始めた。これは、1960年代から人間の健康に顕著に影響を示す公害が社会的に大きな問題となったことに対処するためである。米国では、カリフォルニア州サンタバーバラで発生した油濁事故での対処が適正に行えなかったことから再発防止を目的として、国家環境政策法（National Environmental Policy Act：NEPA）が制定され、1970年に米国環境保護庁が設立されている。この他、スウェーデン環境保護庁が1967年、フランス環境省が1971年に設置されている。わが国では、1967年8月に公害対策基本法を成立させ、1971年に厚生省（現厚生労働省）から公害保健関係や自然保護関係の部門から独立して環境庁（現環境省）が設置された。

1970年代先進諸国の急速な経済社会活動の進展に伴う環境負荷の急激な増大は、開発に対する公害防止の意識を国際的に高めた。UNCHEでは、113ヵ国が参加し、環境保護のための国際的対応の共通原則を取り決めた「人間環境宣言」と「環境国際行動計画」が採択されている。そして、この計画等を実施に移すための国際連合の機関として、国連総会決議に基づき「国連環境計画（United Nations Environment Programme：以下、UNEPとする）」が設立された。国連環境計画の本部は、ケニアのナイロビにおかれ、最高意思決定機関である管理理事会は、58ヵ国の理事国で形成されている。⁽³⁾

また、この会議のキャッチフレーズとして使われた「かけがいのない地球」(“Only One Earth”)という言葉は、世界的に広がった。また、「宇宙船地球号 (“Spaceship Earth”）」という標語も作られ、現在でも地球環境問題の問題意識を象徴する際に使われている。当時の国連事務総長のワルトハイム (Kurt Waldheim) は、当該会議について「産業革命以来の経済発展に重大な修正をもたらした転回点と呼ばれることになろう」と述べ、1970年代の環境を守る10年とするように呼びかけている。

他方、1970年代は世界的に東西冷戦で緊張感が高まっており、各地で戦争も勃発していた。当該会議主催国であるスウェーデンは、当時世界的な問題となっていたベトナム戦争（米国に対する民族解放の戦い：1954年～1975年）に明確に反対の立場をとっており、UNCHE 本会議一般演説で、同国のパルメ首相 (Sven Olof Joachim Palme) は、「ベトナム戦争は、生態系破壊戦争」と糾弾し、米国の「無差別爆撃」と「ダイオキシン類などを使用した化学兵器による生態系抹殺」を強く非難した。⁽⁴⁾このため、一時、米国とスウェーデンが激しく対立した。戦争は、そもそも破壊のみを行う、環境破壊としても最悪の行為である。極めて有害な環境汚染物質であるダイオキシン類は、国際的に最も注意されているものであるが、兵器として高濃度の状態で空中散布したなど現在では考えられない残酷な行為である。

(3) 途上国と先進国

この会議での重要な視点は、開発が環境破壊を引き起こすことを懸念する先進国と、未開発や貧困等が最も重要な人間環境の問題であるとする開発途上国とが対立したことである。しかしこの問題は解決することはなく、その後、むしろ両者の経済格差がさらに広がったため、この対立は悪化の一途をたどっている。

人間環境宣言には、「人は、環境の創造物であると同時に環境の形成者である。環境は、人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。地球上での人類の苦難にみちた長い進化の過程で、人は科学技術の加速度的な進歩により、自らの環境を無数の方法と前

例のない規模で変革する力を得る段階に達した。自然のままの環境と人によって作られた環境は、ともに人間の福祉、基本的人権、ひいては、生存権そのものの享受のために基本的に重要である。」と記載されており、「自然のままの環境」と「人によって作られた環境」の双方が重要であるとしている。

開発途上国の主張への具体的な配慮については、宣言文中では、「開発途上国では、環境問題の大部分が低開発から生じている。何百万の人々が十分な食物、衣服、住居、教育、健康、衛生を欠く状態で、人間としての生活を維持する最低水準をはるかに下回る生活を続けている。このため開発途上国は、開発の優先順位と環境の保全、改善の必要性において、その努力を開発に向けなければならない。同じ目的のために先進工業国は、自らと開発途上国との間の格差を縮めるよう務めなければならない。先進工業国では、環境問題は一般に工業化及び技術開発に関連している。」とされている。この問題は、現在なお改善されていなく、むしろ悪化の状態に陥っている。

2.2 国連環境と開発に関する会議（1992年）

（1）アジェンダ21

UNCHE 後冷戦が終結し、科学的に解明されつつあった地球全体に関わる環境破壊や、各国共通の社会科学的（社会的）な問題として環境変化が注目されるようになってきた。また、UNCHE で議論した地域環境問題、開発途上国の衛生問題等も解決できない状況であったことから、UNCHE から20年間経過の再検討を兼ねて新たな環境問題についての国際的検討の機会を設けることを目的として UNCED が開催された。

この会議では、21世紀に向けての人類の具体的な行動計画が定められたアジェンダ21（Agenda 21）が定められた。当該アジェンダでは、対処すべき分野ごとに40章におよぶ具体的な行動計画が述べられており、それぞれに行動の基礎、目標、行動、実施手段または資金・コスト評価が示されている。この計画は、この会議後の政府、産業界の国際的環境保護対策に関する検討の主要なガイドラインの役割をもつことになる。なお、アジェンダ21では、

各国政府や国際機関、産業界のほかに、主要なグループとして、「女性、子供と少年、先住民、非政府組織（Non-Governmental Organization：NGO）、地方自治体、労働者と労働組合、企業と産業、科学技術関係者、農業従事者」が定められ、2002年に南アフリカのヨハネスブルグで実施された「リオ+10」環境サミット、及び2012年のUNCSD（「リオ+20」とも呼ばれる）でも同様に扱われた。UNCEDでは、UNCHEでは会議場の入場でさえできなかった環境NGO（Non-Governmental Organization）が会議で正式に発言権を持つことが許され、重要な提案も行えるようになっている。

UNCHEの際に主要な課題であった有害物質の排出防止は、UNCEDでは、第19章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」で詳細な内容が定められた。具体的な対策プログラムとして次の6項目が示され、リスク分析及び解析の向上を目指している。

- ①化学的なリスクの国際的なアセスメントの拡大と促進
- ②化学物質の分類と表示の調和
- ③有害化学物質と化学的リスクに関する情報交換
- ④リスク減少計画の策定
- ⑤化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化
- ⑥有害及び危険な製品の不法な国際取引（輸送）の防止

化学物質の有害性等性状情報の整備に関しては、各国法令による試験・審査制度の強化、MSDS規制の普及、国際化学物質安全性計画（International Programme on Chemical Safety；IPCS）によるICSC（International Chemical Safety Card⁽⁵⁾）の促進などが進められた。曝露の可能性の把握に関しては、OECDの勧告（1996）されたPRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度が各国で取り入れられている。不法な国際取引については、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」やEUで制定された「RoHS指令（Directive on Restriction of the use of certain Hazardous Substance）」、「REACH規制（Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals）」が定め

られている。

一方、環境情報の国際的な今後の取り組みのあり方が議論されており、その結果は、第40章の「意志決定者のための情報 (Information For Decision-making)」に示されている。信頼できる情報にするためには、a. データ格差の解消 (Bridging the data gap), b. 情報利用可能性の向上 (Improving information availability) が必要であると述べている。この内容は、第38章の「国際的な機構の整備」に従って設けられた「持続可能な開発委員会 (Commission on Sustainable Development ; CSD)」で、各国政府への意志決定者支援のための環境指標で活かされている。⁽⁶⁾

(2) 地球環境問題

UNCED での地球環境保護に関する大きな前進として、「生物多様性に関する条約」及び「気候変動に関する国際連合枠組み条約」の2つの国際条約に多くの国の署名が得られたことがあげられる。

a. 生物多様性

生物多様性保護に関する国際的な検討は、比較的古くから行われている。1975年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約：通称ラムサール条約 (Ramsar Convention)」（湿地の保全を規制）と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：通称ワシントン条約 (Washington Convention), 略称 CITES (サイテス)」（野生動植物の国際的な取引を規制）が発効している。その後、生物多様性の危機に国際的に対処するために「生物多様性に関する条約」が1992年5月にケニアのナイロビで採択され、UNCED でわが国を含む157ヶ国の署名が行われている。わが国での国内法は、1992年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定されている。なお、生物多様性に関する条約では、生物多様性 (第2条) は、「すべての生物 (陸上生態系, 海洋その他の水界生態系, これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。) の間の変異性をいうものとし、種内の多様性, 種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定めている。なお、変異性とは、生物個体が、異なる性質

や形状を示すことをいう。

生物多様性に関して極めて重要な著作物いわゆる遺伝子は、科学技術（生物工学等）に重要な情報を与え、新規の医薬品等の開発に大いに役立っている。したがって、自然に存在する生物多様性によって、大きな経済的な利益がもたらされているといっても過言ではない。しかし、このさまざまな動植物がもっている遺伝子情報が、誰の所有物であるかが、「生物多様性に関する条約」では、大きな問題になっている。医薬品等メーカーでは、自然の動植物に存在している遺伝子の機能を化学合成によって生成する技術も既に開発しており、その生体（微生物、動植物組織）を直接培養しなくても製造が可能になっている。このような状況の中、開発途上国等からは、重要な遺伝子を持った生物の生息地の国にこの遺伝情報の著作権所有を明確に認めることを当該条約で定めることが強く求められている。

「生物多様性条約」第1条で定められている目的には、「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。」とされており、遺伝資源について環境保全面と経済的な価値の両面から検討していることがわかる。生物の遺伝資源へのアクセスと利益配分が、人類が生物多様性保護を図る際に重要な項目となっている。

他方、当該条約前文においても最初に「生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持機構の維持のため重要であることを意識し、生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再

確認し、…」と示されており、バイオセーフティ面だけでなく、非常に多くの視点で生物多様性を考えていることがわかる。

また、「生物多様性条約」第15条第1項で、遺伝資源の取得の機会として、「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」と定められている。これまで生物が持つ遺伝子の知的財産権が、生息する国の権利として明確に扱われてこなかったため、経済的な価値が高まってくると予想される。したがって、遺伝子操作に高い技術をもつ先進国と、遺伝子資源を持つ開発途上国の関係など、「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）」が新たな問題として議論されることになる。

生物多様性に関して、各国に生息する生物の遺伝子資源が知的財産権として、経済的な争いが、先進国と開発途上国の対立をさらに悪化させないことを願いたい。「リオ+10」の際には、1996年の時点で「世界の哺乳類4,630種のうち25%、鳥類9,675種のうち11%が絶滅の危機に瀕している」ことが問題となっていたが、具体的な対策をとるには至っていない。

b. 気候変動に関する国際連合枠組み条約

気候変動に関しての国際的な検討は、1979年に世界気候機関（World Meteorological Organization；WMO）で検討が始まった。当初は気候変動は、地球の寒冷化が原因であるとする説が主流だった。その理由は、現在の地球は、氷河時代の中にあり、約1万年前に終わった氷河期と次の氷河期の間にある間氷期にあるからである。しかし、その後地球が温暖化していることが観測され、地球温暖化による気候変動説が主流となった。1988年には、カナダ・トロントにおいて開催された「変化しつつある大気圏に関する国際会議」を受けて、世界気候機関とUNEPの指導のもとに、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change；以下IPCCとする）が設置されている。

IPCCは、下部組織として作業部会が設けられ、世界中から約1,000人にも

のほる科学者、専門家が集められた。作業部会では、気候変動に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化防止政策に科学的な基礎の検討が行われている。国際的な気候変動対策に関する議論では、IPCCの報告が使われることが多い。なお、IPCCでは、直接研究を行っているのではなく、世界各国の研究成果を集め検討を実施している。

IPCCの報告を受け、1990年12月の第45回国際連合総会において、「気象変動枠組み条約政府間交渉会議」が設置され、1991年3月から92年5月までに5回の会議が開かれた。その結果、1992年5月に「気候変動に関する国際連合枠組み条約（United Nations Framework Convention on Climate Change；以下、UNFCCCとする）」が採択され、UNCEDで署名（155ヵ国が調印）、その後1994年3月に発効した。わが国は、1993年5月に批准している。各国の具体的な対応策については、当該条約の締約国会議（Conference of the Parties：COP）で検討が行われている。

また、地球環境変動に対する人間活動の影響と地球環境変動が人間活動に及ぼす影響の研究について、1990年に国際社会科学会議（International Social Science Council；ISSC）の下に人間社会的側面の地球環境研究計画（Human Dimension Programme；HDP）も設立されている。本研究では、地球温暖化防止京都会議後の森林シンクと土地利用、食糧問題と土地利用など土地利用／土地被覆研究（Land Use and Cover Change；LUCC）や人口移動、制度、人口と食糧産業転換の研究などが取り組まれている。

しかし、UNFCCCの具体的な規制を定めている「京都議定書」（COP3で採択）は、先進国間、及び先進国と開発途上国において、規制遂行内容に対して対立が深まっており、事実上当初の目的は達成不可能になっている。UNFCCC第4条第3項では、「先進国は、途上国に対する差異ある責任（義務）を履行するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与すること」が定められており、また、UNFCCC第4条第4項では、「気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上国（締約国）がそのような悪影響に適応するための費用を負担すること

について、当該途上国を支援すること」も定められており、国際的な気候変動防止対策と途上国への支援について、先進国がイニシアティブを持って取り組むことが示されている。この規定を踏まえて京都議定書では、CDM (Clean Development Mechanism) 規定が先進国に課せられた差異ある責任として定められている。

この考え方に従い、UNFCCC に批准している国は192ヵ国（2008年5月23日現在）と多いが、京都議定書において二酸化炭素等地球温暖化原因物質削減のための数値目標が示されている国（先進国）は、41ヵ国と少なく、151ヵ国（開発途上国とされている国）には削減義務は課されていない。しかし、1972年に OECD で定められ国際的なコンセンサスとなっている「汚染者負担の原則」に則っていないこと、及び先進国に義務づけられた削減数量に科学的根拠が全くないことから、いずれ矛盾や不公平が生じてくることは当然であり、将来を見すえた対処ではない。

「京都議定書」が採択された後、経済的な障害であるとして、米国、オーストラリア（自国の気象変動が農業に大きなダメージを受けたためにその後参加〔批准〕は脱退した。ポスト京都議定書では、工業新興国は自らの資金で対策することに対し強く拒み、また、ロシア、日本、カナダは脱退した。現状では、京都議定書は失敗であったと考えられる。

（3）持続可能な開発

国連環境と開発に関する会議では、持続可能な開発（Sustainable Development：持続可能な発展と訳されることもある）が主要なテーマとされている。この「持続可能な開発」の概念は、1980年に IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources：世界自然保護連合)、UNEP、WWF (World Wildlife Fund：世界自然保護基金) の三者共同で公表した「世界環境戦略 (World Conservation Strategy)」の中で提唱されたものである。

当初はあまり世界的に注目されていなかったが、1983年に世界観光機構 (World Tourism Organization；WTO) と UNEP が署名した「観光と環

境に関する共同宣言」に「持続可能な開発」の概念が取り入れられた。その後、1985年に開催された「第6回世界観光機関総会」では、レポートの中で観光と資源保全について言及されている。また、IUNCでは、「自然保護の手段としての観光」というプロジェクトの中でエコツーリズムのあり方の研究を実施し、1991年の第4回世界国立公園・保護地域会議において、その成果と今後の戦略を発表した。UNCEDが開催された1992年には、UNEPの協力により「ガイドライン—観光を目的とした国立公園と保護地域の開発—」を公表し、持続可能な開発の一環として観光開発が国際的に位置づけている。

このような背景からエコツアーが国際的に普及している⁽⁷⁾。また、世界自然遺産に指定されると、エコツアーの商品価値が向上している⁽⁸⁾。ただし、観光客が急激に増加すると自然破壊も発生しており、持続可能な観光を実施するには、今後、維持管理方法について慎重にチェックしていく必要がある。

他方、1983年に、国連総会の要請により「持続的開発を達成し、永続するための長期戦略を提示すること」などを目的として「国連の開発と環境に関する世界委員会」が設置されている。議長に選出されたノルウェーのグロ・ハーレム・ブルントラント首相は、「環境は人間の行動、野心、欲求から独立して存在できないものであり、環境保護を他の人間の問題から切り離して擁護しようとしてきたことが、一部の政治的方面で“環境”という言葉が暗にナイーブさを意味する事態を招いている。“開発”もまた、一部で“貧しい国がいかにして豊かになるか”といった点に焦点が狭く絞られており、このためこれを単に“開発援助”に携わる専門家だけの問題であるとして顧みない人も多い状態である。しかし、“環境”とは私達の住むところであり、“開発”とはその中で私達の生活をよくするよう努力することである。環境と開発は不可分です。…」(環境と開発に関する世界委員会「地球の未来を守るために Our Common Future」[1987年、福武書店]6頁より引用)と述べ、UNCHE以来、対立概念とされていた「環境」と「開発」を密接に結びつけることにより、持続可能な開発を国際的に浸透させた。この委員会の報告は、ブルントラント報告といわれ、UNCEDのテーマの根拠となった。

(4) 開発途上国への支援

「環境と開発に関するリオ宣言」(全27原則が定められている)では、前文で1972年のUNCHEの宣言を再確認するとともにこれを発展させることを求めた。しかし、先進国と開発途上国との対立はさらに深まったため、その対処として第7原則の中では、「各国は共通だが差異ある責任を有する」と謳い、先進国に特別に加えられた責任を定めている。2002年6月に国連環境と開発に関する会議10年後の節目として南アフリカ共和国ヨハネスブルグで開催された国際会議(リオプラス10)でも先進国と開発途上国の対立は解消されず、先進国からの資金援助が滞っていることが大きな問題となった。なお、国際的に最も重要な項目の一つである開発途上国への環境技術支援については、アジェンダ21では34章で取り上げられているが、開発途上国が満足する支援にはなっていない。

また、アジェンダ21の第38章「国際的な機構の整備」に従って、国連総会の決議で経済社会理事会(Economic and Social Council; ECOSOC)に持続可能な開発委員会(Commission on Sustainable Development; CSD)が設けられた。この委員会は、53ヶ国の政府代表で構成され、アジェンダ21の国際的な実施状況を把握・推進するために毎年開催している。

しかし、当該CSDでは、具体的な行動は全く決められなかったため、「リオ+10」(持続可能な開発に関する世界サミット)で再度世界サミットが行われた。このサミットでは、深刻化した根深い貧困と開発の問題として、①世界人口の5分の1は1ドル未満での生存を迫られている、②安全な飲み水を得られない人々は、およそ11億人に達しており、飲み水の汚染と水不足は開発途上国の病気全体の10%を引き起こしている、③開発途上国では、乳児死亡率が先進地域の10倍に上っている、ことが上げられている。この対処として提案された項目は、①特に世界の貧しい人々の大半が暮らす農村部で貧困を軽減すること、②すべての人々が生活向上に必要なエネルギー源を利用できるようにすること、③今日の世界で多くの疾病の原因となっている環境関連の健康問題を減らすこと、④今日、危険で不衛生な水源に頼って子供

を育て、生計を立てなければならない人々のために、きれいな水に対するアクセスを改善すること」があげられている。特に、「健康と環境」に関しては、世界保健機構（World Health Organization：WHO）の推定で、劣悪な環境は今日の世界で予防可能なあらゆる病気の25%を引き起こしていることをあげ、安全な飲み水に対するアクセスの改善、基礎的な衛生設備とゴミ処理技術の拡大、及び都市部における大気汚染への対策が具体的な対策として示されている。

一方、UNCHE（1972年）、UNCED（1992年）で絶えず問題となった先進国と開発途上国の経済格差は、国際的な環境問題の根本的な問題となっている。以前は、この経済格差の原因の一つとなっていた世界銀行による融資が、現在は見直され、地球環境問題改善を目的とした対処が実施されている。

世界銀行内に設置された地球環境保護基金（Global Environmental Facility：GEF）では、オゾン層の保護、地球温暖化防止、生物多様性の保護、海洋保護の四つの環境分野について、開発途上国の地球環境保護対策の立案と実施に対して低利で融資を行っている。融資は当初1991年から3年の期限で行われたが、1994年から常設となった。融資資金は信託基金で運営され、UNEP が環境保護計画の策定を行い、国連開発計画（UNDP）が開発と環境の相互補完性を検討している。

また、世界銀行が融資を行う開発事業に関しても1984年5月に環境影響評価のための事業マニュアル「世界銀行業務の環境側面」（Environmental Aspects of Bank Work/World Bank, Operational Manual Statement 2.36：Environmental Aspects of Bank Work, May 1984.）に環境配慮規定を定めている。9節基本原則には次の内容の規定がある。

- ①再生可能な天然資源に影響を及ぼすいずれのプロジェクトも、環境の再生能力を超えることのないよう務める。
- ②種の消滅を含めて、深刻なまたは不可逆的な環境悪化を引き起こすようなプロジェクトには融資を行わない。
- ③一般大衆の健康と安全を甚だしく損なうようなプロジェクトには融資を

行わない。

- ④一般の人々または社会的弱者層を立ち退かせるようなプロジェクトには、適当な緩和措置が講じられない限り、融資を行わない。
- ⑤環境関連の国際条約に違反するようなプロジェクトには融資を行わない。
- ⑥隣国の環境を著しく害するようなプロジェクトには融資を行わない。
- ⑦国際条約によって世界的遺産地ないしは生物圏保存区として指定された自然地域，ならびに国内法によって国立公園，野生生物保護区ないしはその他の保護地域として指定された自然地域を大幅に変更するようなプロジェクトには融資を行わない。
- ⑧環境への悪影響が避けられないプロジェクトについては，初期コストが幾分高くなるにしても，環境への被害が最小化できるような地域に立地するように務める。

先進国が開発途上国で実施，または支援する開発事業に関して，環境影響評価に基づくフィージビリティを重視してきたことが注目される。正常に運営されることに期待したい。

3 持続可能な開発に関する国連会議（2012年）

3.1 大きな開発途上国

（1）開発と環境

UNCEDでは、「開発」と「環境」を不可分であることを確認されたが，環境または開発と経済との関係については，開発途上国と先進国との差異ある責任を示したに過ぎない。したがって，環境保護に配慮した開発（製品開発も含む）と開発途上国の貧困，衛生問題解決が混在した形で，持続可能な開発が進められることになり，曖昧な検討が国家間の環境保護に関する意識の乖離を悪化させた。

持続可能な技術の目的は，省エネルギー，省資源，リサイクル，長寿命など，少量の資源（エネルギー，鉱物資源）を最大に向上することにある。いわゆる物，サービスの価値を最大に上げることが行われている。しかし，分

母に「環境負荷」があることを理解しなければ目的は失われてしまう。ゆえに、単純に資源量を拡大することのみに目をとられすぎると、環境効率は低下し、持続可能な技術とはならなくなる。例えば、自然に存在する莫大なエネルギーをそのまま使用する再生可能エネルギーによって、エネルギーの供給量を最大にすることのみに注目すると環境負荷の拡大を見失ってしまう可能性がある。莫大な設備を作るために必要となる膨大な鉱物資源、及びエネルギー、消費後に廃棄される廃棄物など環境負荷総量を把握しなければならない。いわゆる LCA（Life Cycle Assessment）による評価が必要になる。農業も同様に、生産、生産設備、環境への負荷を考えなければならない。レイチェルカーソンが主張した「化学薬品は、一面で人間にはかりしれぬ便宜をもたらしたが、一面では自然均衡のおそろべき破壊因子として作用する」とする考え方は、いかなる場合にも共通である。近年では、原子力発電が「はかりしれない有益なエネルギー」をもたらしたが、「自然均衡のおそろべき破壊因子」となっている。

ただし、多くの先進国では、環境コストは、汚染防止の方が汚染被害賠償よりも桁違いに小さいことが理解され、環境保護のための経済的な誘導も浸透してきている。さらに SR（Social Responsibility：社会的責任）として、企業、一般公衆にも少しずつ次世代のための環境保護が重要視され始めている。2010年11月に発行された ISO26000規格（社会的責任の国際標準化）では、SRの目的は「組織にとっての持続的な事業は、環境を損なうことなく顧客を満足させる製品やサービスを提供するだけでなく、社会的に責任ある方法で運営すること」と定められており、さらに広い視点で持続可能性を考えている。また当該 SR 規格には7つの中核的テーマとして、「環境」、「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」を取りあげている。

したがって、持続可能な開発にとって「環境」、「開発」及び「開発途上国の生活向上等」とが近づきつつあると思われる。会議では、現在の国内総生産に代わる経済指標づくりへの提案などもあり、今後の検討を行うことにコ

ンセンサスが得られている。

(2) 大きな途上国と小さな先進国

このような状況の中、1992年のUNCEDから20年の節目の2012年6月20日から22日まで、再度、リオデジャネイロでUNCSDが開催された。3日間で国連加盟国188ヵ国及び3オブザーバー（EU、パレスチナ、バチカン）から97名の首脳、並びに多数の閣僚級参加者（政府代表としての閣僚は78名）の他、各国政府関係者、国会議員、地方自治体、国際機関、企業、一般公衆の約3万人が参加した大きな会議となった。会議は終始、環境保護が経済発展の制約となるのを警戒した開発途上国の姿勢が強く表れ、具体的な目標値の設定、行動計画で具体的な検討にいたらなかった。

開発途上国サイドで最も強いインパクトをもった演説は、中国の温家宝首相が、「中国を大きな開発途上国と述べ、先進国は持続不可能な生産・消費モデルを放棄し、開発途上国の発展を助けるべきであるとの主張した」ことがあげられる。演説の内容は、UNCEDで採択された宣言文書で「環境保護に関して、先進国は開発途上国とは差異ある責任がある」と明示されたことに基づいている。さらに、自国を大きな開発途上国と位置づけ、先進国の「特別な責任」として、自国の環境問題に支援すべきことを主張している。

対して、わが国の世界への表明は、「緑の未来イニシアチブ」と名付けた2013年からの3年間で計60億ドルのODA（Official Development Assistance：政府開発援助）実施というものである。このODAには、政府が支出する資金で行われる開発途上国を支援する無償援助、技術協力、または借款、国際開発機関への出資が含まれている。この背景には、先進国の特別な責任を意識したものと考えられる。支援の内容は、エネルギー、農業など3年間で1万人の専門家の派遣、防災計画などソフト面での協力などがあげられている。

他方、大きな途上国の出現で、開発途上国間での経済格差も大きくなり、貧困国の問題解決が困難を極め、開発途上国支援のあり方が極めて複雑になってしまったと言える。さらに近年では、世界各地で紛争などによって難民に

なる人が増加し社会的な問題となっている。2012年6月に国連難民高等弁務官事務所（Office of the UN High Commissioner for Refugees：UNHCR）が発表した報告書「グローバル・トレンド2011」では、2011年に紛争などで住む場所を追われた人が約430万人にのぼり、そのうち国境を越えて難民となった者が80万人発生したとしている。

国際状況はより複雑となり、貧困国への救済は困難さを極めている。国際関係の中で近年急激に国際的に経済力を高めてきた開発途上国とされる工業新興国、いわゆる大きな開発途上国の今後のあり方が、国際的な持続可能な開発の行方に大きな役割となっている。また、米国をはじめ先進国が中国の主張をそのまま受け入れるとは考えにくく、大きな開発途上国への支援を続けていくことは困難である。また、京都議定書のCDMでは、投資によって自国にも経済的メリットがある工業新興国に対するものが中心となっており、後発開発途上国とは却って経済格差が広がっている。開発途上国の分類を行い「差異ある責任」の定義明確にしなければ、UNCEDの「環境と開発に関するリオ宣言」の意図は歪み、UNCSD後の途上国と先進国の対立も複雑化し、悪化するだろう。

3.2 テーマと問題点

（1）議論された内容

UNCSDでは、経済、社会、環境の3つの側面で検討、及び調整が必要であることについて国際的なコンセンサスが得られた。会議では、経済と社会から環境が議論され、具体的には、「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済（以下、グリーン経済とする）」が中心に議論された。UNCSDのビジョンとして、ディーセント・ワーク、貧困根絶によってミレニウム開発目標（Millennium Development Goals：以下、MDGsとする）⁽⁹⁾の達成を支援しつつ健全な環境を守る持続可能なグリーンエコノミー追求が上げられている。

MDGsでは、2015年を達成期限とする次の8つの目標が掲げられ、これ

表1 ミレニアム開発目標（MDGs）の8の項目 [達成目標期限：2015年]

| |
|-------------------------------------|
| 目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅 |
| 1日1ドル未満で生活する人口の割合を半減させる |
| 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる |
| 目標2：初等教育の完全普及の達成 |
| すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする |
| 目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上 |
| すべての教育レベルにおける男女格差を解消する |
| 目標4：乳幼児死亡率の削減 |
| 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する |
| 目標5：妊産婦の健康の改善 |
| 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する |
| 目標6：HIV ※/エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延防止 |
| HIV /エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる |
| 目標7：環境の持続可能性確保 |
| 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる |
| 目標8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進 |
| 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする |

出典：外務省ホームページ（国際協力政府開発援助 ODAホームページ）2012年8月
 アドレス：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html#goals>
 ※HIV：Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス/エイズウイルス）

に基づき具体的な21のターゲットと60の指標が設定されている。

MDGs で示されている内容は、UNCHE での議論の際から問題になっていることで有り、国連ミレニアムサミットで再確認され、まとめられたものである。UNCSD でも、この目標が困難であることが顕著に表れた。具体的には、「貧困の根絶に全力をあげながら、より環境負荷が少ない経済への移行を図る」ことが課題となっている。

UNCED で署名された条約に関しては、海産物の乱獲や海洋生態系の破壊、気候変動の悪影響から海を守ることが示され、都市機能の向上、再生可能エネルギー源の利用拡大、森林管理の推進などが課題として示されている。

しかし、わが国やブータンなどが新たに提案していた GDP（Gross Domestic Product）に変わる豊かさの指標である「幸福度」に関する記述は、

採択文書から削除された。これは、開発途上国が経済成長の足かせになりかねないことを懸念したことに配慮したためである。「幸福度」は、OECD (Organization for Economic Cooperation and Development) も検討を行い始めているが、今回の会議では残念ながら理解は得られなかった。

(2) グリーン経済

しかし、グリーン経済については、環境保全と経済成長の両面から、持続可能な開発を目指したが、開発途上国から慎重な対応を求める意見が相次ぎ、具体的な数値目標などは決められなかった。また、発展途上国が強く求めている数百億ドルに上る資金提供については、経済的に逼迫している先進国には不可能で有り、UNCSD 採択文書では、「途上国に対し資金動員が必要であることを認識とする」にとどまった。かろうじて、会議採択文書で、環境を破壊することなく経済発展をするための「持続可能な開発目標 (SDG)」を作るために専門家会合を設け、2015年までに策定を目指すことに各国の合意が得られた。目標の期限は、MDGs の期限と同じとなり、2015年が持続可能な開発に関する国際的な重要な転換点となった。

他方、グリーン経済の構築にとって「環境効率の向上」は重要な指標となる。「環境効率」は、持続可能な開発のための産業界会議 (Business Council for Sustainable Development: 以下、BCSD という。) が示したものである。⁽¹⁰⁾ BCSD は、UNCED の事務局長モーリス・ストロング氏から産業界への要請に基づいて1990年に設立した組織で、UNCED に向けて、「持続可能な開発のための経済人会議宣言」を發表している。宣言の中では、「開かれた競争市場は、国内的にも国際的にも、技術革新と効率向上を促し、すべての人々に生活条件を向上させる機会を与える。そのような市場は正しいシグナルを示すものでなければならない。すなわち、製品及びサービスの生産、使用、リサイクル、廃棄に伴う環境費用が把握され、それが価格に反映されるような市場である。これがすべての基本となる。これは、市場の歪みを是正して革新と継続的改善を促すように策定された経済的手段、行動の方向を定める直接規制、そして民間の自主規制の三者を組み合わせることによって、

最もよく実現できる。」(出典：ステファン・シュミットハイニー，持続可能な開発のための産業界会議「チェンジング・コース」[1992年，ダイヤモンド社] 6～7頁)と産業界の明確な視点を示している。

BCSDは，1995年に「世界産業環境協議会（World Industry Council for the Environment：以下 WICE という）」と合併し，世界環境経済人協議会（The World Business Council for Sustainable Development：WBCSD⁽¹¹⁾）となっている。OECDは，今後30年間で10倍の環境効率の向上が必要であると表明し，WBCSDへの協力を表明している。「リオ+10」で示された課題では，無駄を省き，天然資源への過度の依存を抑えるため，責任ある消費とパターンを促進することがあげられ，人口と経済の成長を持続するには，資源とエネルギー利用の効率を劇的に改善しなければならないことが述べられている。この対策には，「環境効率の向上」が必要であり，「持続可能な開発目標」の策定には極めて重要な視点である。

(3) 現状

UNCSDで環境に関する問題と対処の必要性について以下のものが上げられている。

- ①世界人口は現在の70億人から，2050年には90億人にまで増加する。
- ②現在，人口の5人に1人にあたる14億人が，1日1ドル25セント以下で生活している。
- ③電気を利用できない人々は全世界で15億人，トイレがない人々は25億人存在する。そして，およそ10億の人々が日々，飢えに苦しんでいる。
- ④温室効果ガスの排出量は増え続けており，気候変動に歯止めがかからなければ，これまで確認されている生物種全体のうち，3分の1以上が絶滅する恐れがある。
- ⑤私たちの子どもや孫たちに人間らしい生活が営める世界を残すためには，貧困のまん延と環境破壊という課題に今すぐ取り組む必要がある。
- ⑥こうした緊急課題に今すぐ本格的に取り組まなければ，貧困や不安の増大，地球環境の劣化など，将来においてさらに大きな代償を払わなければ

ばならないだろう。

- ⑦ UNCSD は、グローバルに考える機会を提供する。そうすることで、私たち皆が共通の未来を確かなものにするために、ローカルなレベルで活動できるようになる。

4 まとめ—私たちが望む未来—

UNCSD の重要なテーマである「グリーン経済」は、これまで会議で問題になり続けていた「大国のエゴ」と「開発途上国と先進国の経済格差」がより前面に出、成果はあまりえられなかった。

しかし、環境問題が世界の中で本質的で、具体的な議論ができる段階まで到達してきたともいえる。これから国際連合が主導して行われる専門家会合で示される「持続可能な開発目標」の議論が極めて重要な局面になると考えられる。

現在の環境問題は、国内だけで解決できるものは限られており、多くの場合、国際的な協力が必要となっている。UNCHE の頃のように、行政機関が中心になって環境管理を行っていける時代はおわり、産業界、環境 NGO、一般公衆、農業従事者などがそれぞれの役割を果たしていかなければ、持続可能な開発は実現しない。UNCED では、これら主体が、環境保護についての主要グループであることに国際的なコンセンサスは得られたと言える。しかし、個々の問題を専門的に検討を行うと、経済面において障害が生じ、開発途上国と先進国の経済格差、先進国より経済力をもった開発途上国とされる工業新興国と先進国の対立、先進国同士の対立が表面化し、経済的な利益確保がなければ持続可能な開発の議論は展開できなくなっている。

UNCSD では、UNCHE の目的である、世界共通の問題意識として「人と環境の関わり」を議論するには、前提として各国が満足する経済成長に基づかなければならないことが確認された。この解決策として国連事務局が事前用意したテーマである「グリーン経済」は、開発途上国と先進国の関係を十分議論されていなかったため（または、UNCHE、UNCED の時の問題意識

から大きな進展がなかったため)、開発途上国が自主的に取り組むレベルまでコンセンサスは得られなかった。中国のように軍事技術など世界のトップレベルの技術を開発している国でさえ、先進国が取り組んでいる省エネルギーの開発など「環境効率の向上」に関する技術は、自国は支援されるべきであると言った消極的な考え方が示されている。産業界の中でも業界間の温度差は大きく、フリーライダーも生じている。「環境と開発に関するリオ宣言」第7原則の「差異ある責任」について、これまでのように安易な解釈のもとで主体を想定するのではなく、環境汚染または破壊で悲惨な状態にある国々(国内の中で経済レベルが格段に異なっている人々を発生させている国についても)を詳細に分析し、持続可能な開発に関する異なる立場の各主体の取り組みについても秩序を形成する必要がある。

経済成長を維持することを踏まえた、各国、各地域のそれぞれの主張は、UNCSDで明確に示されたと言え、その背景、現状について社会的、経済的アセスメント及び環境アセスメントを行い、私たちが望む未来のために、「持続可能な開発目標」が2015年までに策されることを切に期待したい。

- (1) なお、1970年代は、原子力発電に関しては社会的には肯定的な立場が主流である。これは、アイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) 米国大統領が “Atoms for Peace” を提唱し、IAEA (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関) 憲章が関連主要18ヶ国の批准で発効し、その後多くの国で、IAEA 憲章の目的である「全世界の平和、保健および繁栄に対する原子力の貢献を促進し、増大するよう努力すること」に基づいて原子力発電の普及が計画されていたためである。
- (2) 施設・設備から排出される物質の化学分析などを利用し測定する際に、濃度の単位で利用される「ppm」を、そのまま濃度規制の名称として用いた。ppmは、“part per million” の略で、濃度、存在比などを表す一種の単位である。10万分の1 (10^{-6}) を意味する。通常、排水濃度 (mg/ℓ) の単位として用いている。この他、ppb (part per billion) は、10億分の1 ($= 10^{-9}$) を意味し (但し、イギリスでは 10^{-12} を意味する)、ppt (part per trillion) は、1兆分の1 (10^{-12}) を意味する。物理量の単位に乗せられる倍数には、別途マイクロ (μ) が 10^{-6} ナノ (n) が 10^{-9} 、ピコ (p) が 10^{-12} が用いられる。
- (3) 国連環境計画理事国 (58か国 : 任期4年。国連総会で選出。2年毎に半数改

選)。わが国は創設以来、管理理事国となっている（2009年国連総会にて、2010－2013年の管理理事国に選出）は地域配分は次のようになっている。

アフリカ：16か国，アジア：13か国，東ヨーロッパ：6か国，

ラテン・アメリカ：10か国，西ヨーロッパその他：13か国

また、本部はケニアナイロビにおかれ、次の6つの地域事務所がある。

- ・アジア太平洋：バンコク
- ・西アジア：バーレーン
- ・ラテン・アメリカ，カリブ：パナマ
- ・ヨーロッパ：ジュネーブ
- ・アフリカ：ナイロビ
- ・北米：ワシントンD.C.

当該機関は、環境分野を対象に国連活動・国際協力活動を行い、気候変動の防止、オゾン層保護、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護等がある。

- (4) なお、スウェーデンの首相パルメは、「国際協調をもった公害排除」、「資源の消費の抑制」、「経済力を世界的に再調整すること」なども述べている。
- (5) ICSC とは、国連環境計画、国際労働機関（International Labour Organization；ILO）、世界保健機構（World Health Organization；WHO）の共同の国連組織である国際化学物質安全性計画（International Programme on Chemical Safety；IPCS）によって、1988年から作成が続けられている化学物質の安全性カードである。
- (6) この環境指標は、OECD で開発された PSR（Pressure, State, Response）モデルの「環境への負荷（pressure）」指標を利用（driving force）して、社会、経済、制度面を含む概念に拡張したもので、DF-S-R モデルといわれている。PSR モデルとは、環境指標として環境負荷からその対応までの流れを総合的に考えたもので、環境政策の基礎情報とするために開発されたものである。
- (7) エコツアーは、1960年代に中米で行われていたネイチャーツアーを称して呼ばれたのがはじまりで、最近では、「各地域の生態系を訪ねるツアー」及び「観光による自然・文化資源に対する負荷を最低限に迎えることに配慮した旅行商品」の意味もっている。「ecology」と「tourism」の合成語であるエコツーリズムがエコツアーの理念的概念となった。この概念は、自然保護のために経済的手段を導入しようとする考え方と、自然志向の旅行者のニーズ増加に対応しようとする観光産業の意図とが合致したことで急速に普及した。生態学的な興味をもつ人々が行ってきたネイチャーツアーがエコツーリズムの概念と融合することによってエコツアーが活性化されたと考えられる。

1994年に日本自然保護連合日本委員会が発表した「エコツーリズムのあり方を表したガイドライン」では、エコツアーの目的は、「自然環境に与える影響を最小限に抑えることを前提に、自然を観察・理解・楽しむこと」となっている。

- (8) 世界遺産は、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（通称：

世界遺産条約：1972年採択）に基づいて、①すぐれた価値を持つ地形や生物、景観などを有する地域が登録されている自然遺産、②すぐれた普遍的価値をもつ建築物や遺産などが登録されている文化遺産、③文化と自然の両方の要素を兼ね備えている複合遺産の3種類に分類されている。この条約を運営しているのは、国際連合が設立したユネスコ（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：UNESCO）である。

- (9) 米国・ニューヨークで147の国家首脳を含む189の加盟国代表が出席して2000年9月に開催された国連ミレニアムサミットで採択された「ミレニアム宣言」をもとに、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合して一つの共通の枠組みとしてまとめられたものである。
- (10) 環境効率とは、環境と経済の両面で効率的であることを意味する造語である。持続可能な開発のための産業界会議（BCSD）では「着実に省資源化・廃棄物の排出削減・汚染防止を推進しながら、従来以上に製品の付加価値を高めていこうとする一連のプロセスを示す。これには、環境管理・監査、クリーンな技術の採用、ライフサイクルアセスメントなどが含まれる。」（出典：ステファン・シュミットハイニー、フェデリコ・J・L・ゾラキン、世界環境経済人協議会「金融市場と地球環境－持続可能な発展のためのファイナンス革命－」[1997年、ダイヤモンド社] 23頁）としている。
- (11) WBCSDには、33ヶ国の主要な20の産業分野から120名以上のメンバーが集まっており、経済界と政府関係者との間で密接な協力関係を築いている。

<参考文献>

- (1) 環境庁、外務省監訳「アジェンダ21－持続可能な開発のための人類の行動計画－（'92地球サミット採択文書）」（海外環境協力センター、1993年）
- (2) 環境と開発に関する世界委員会「地球の未来を守るために Our Common Future」（福武書店、1987年）
- (3) 外務省国際連合局経済課地球間教室編「地球環境宣言集」（大蔵省印刷局、1991年）
- (4) 勝田悟『環境政策』（中央経済社、2010年）
- (5) 勝田悟『環境概論』（中央経済社、2006年）
- (6) 国際連合広報センター『ヨハネスブルク・サミット2002持続可能な開発に関する世界サミット』（2001年）
- (7) 国際連合広報センター『リオ+20 国連持続可能な開発会議：私たちが望む未来（The Future We Want）』（2012年）
- (8) レイチェルカーソン『沈黙の春』（新潮社、1974年）
- (9) International Organization for Standardization “ISO 26000 – Social Responsibility ISO 26000 Project overview” (2010)
- (10) ステファン・シュミットハイニー、持続可能な開発のための産業界会議『チェ

ンジング・コース』（ダイヤモンド社、1992年）

<インターネットホームページ>（参照2012年6月～8月）

- (1) 環境省ホームページ アドレス <http://www.env.go.jp/>
- (2) 経済産業省ホームページ アドレス <http://www.meti.go.jp/index.html>
- (3) UNEP (United Nations Environment Programme) ホームページ アドレス <http://www.unep.org/>
- (4) 外務省ホームページ アドレス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>